

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略) <u>平成31年2月28日 一部改正</u></p> <p>第1章 一般的事項 (第1条 - 第54条) 第1節 定義等 (第1条 - 第13条) 第2節 引受基準等 (第14条 - 第27条) 第3節 個別保証枠 (第28条 - 第33条) 第4節 保険料率算定等 (第34条、第35条) 第5節 保険の申込 (第36条 - 第40条) 第6節 保険料 (第41条、第42条) 第7節 確定通知 (第43条 - 第46条) 第8節 保険金の支払等 (第47条 - 第54条) 第2章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第55条 - 第67条) 第3章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第68条) 第4章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第69条) 第5章 雑則 (第70条)</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略)</p> <p>第1章 一般的事項 (第1条 - 第54条) 第1節 定義等 (第1条 - 第13条) 第2節 引受基準等 (第14条 - 第27条) 第3節 個別保証枠 (第28条 - 第33条) 第4節 保険料率算定等 (第34条、第35条) 第5節 保険の申込 (第36条 - 第40条) 第6節 保険料 (第41条、第42条) 第7節 確定通知 (第43条 - 第46条) 第8節 保険金の支払等 (第47条 - 第54条) 第2章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 (第55条 - 第67条) 第3章 貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 関係 (第68条) 第4章 貿易一般保険 (個別) 関係 (第69条) 第5章 雑則 (第70条)</p>	
<p>第1章 一般的事項 第1節 定義等 (定義) 第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和25年法律第67号) 及び貿易一般保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。 一～二十 (略) <u>二十一 「設備財等包括特約書」とは、貿易一般保険包括保険 (機械設備) 特約書、貿易一般保険包括保険 (船舶) 特約書、貿易一般保険包括保険 (鉄道システム) 特約書又は貿易一般保険包括保険 (技術提供契約等) 特約書をいう。</u></p>	<p>第1章 一般的事項 第1節 定義等 (定義) 第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和25年法律第67号) 及び貿易一般保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。 一～二十 (略)</p>	

新	旧	備考
第2条～第13条 (略)	第2条～第13条 (略)	
第2節 引受基準等 第14条 (略)	第2節 引受基準等 第14条 (略)	
<p>(エスカレーションクローズ付き輸出契約等)</p> <p>第15条 エスカレーションクローズ付き輸出契約等(代金等の変更の方法が明確に定められているものに限る。)について、保険契約を締結する場合は、保険契約の申込みに当たって、当該契約に係る代金等の変更の方法を説明した書面の添付を求めることとし、次の特約を付すものとする。ただし、現地通貨により決済される部分にエスカレーションクローズが付されている場合には、当該部分に係る増加額を保険契約の対象とするか否かについては被保険者の選択とする。</p> <p>「被保険者は、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価(現地通貨により決済される部分を除く。以下「代金等」という。)の変更がすべて確定した場合には、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該代金等の金額について増額に係る内容変更等の通知を行わなければならない。なお、当該通知が行われた場合の増加額に係る保険責任は、増加変更の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」</p> <p>2 (略)</p>	<p>(エスカレーションクローズ付き輸出契約等)</p> <p>第15条 エスカレーションクローズ付き輸出契約等(代金等の変更の方法が明確に定められているものに限る。)について、保険契約を締結する場合は、保険契約の申込みに当たって、当該契約に係る代金等の変更の方法を説明した書面の添付を求めることとし、次の特約を付すものとする。ただし、現地通貨により決済される部分にエスカレーションクローズが付されている場合には、当該部分に係る増加額を保険契約の対象とするか否かについては被保険者の選択とする。</p> <p>「被保険者は、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の対価(現地通貨により決済される部分を除く。以下「代金等」という。)の変更がすべて確定した場合には、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該代金等の金額について増額に係る内容変更等の通知を行わなければならない。<u>この場合、確定後の当該代金等の金額が500億円を超えるときを除き、約款第22条第3項に規定する承認申請を不要とする。</u>なお、当該通知が行われた場合の増加額に係る保険責任は、増加変更の対象となった保険価額に係る保険責任開始日と同一とする。」</p> <p>2 (略)</p>	
第16条～第19条 (略)	第16条～第19条 (略)	
<p>(包括保険における契約締結日以前に決済期日が到来した対価等の取扱い)</p> <p>第20条 貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)特約書(以下「技術提供特約書」という。)に基づいて締結する保険契約にあつては、同特約書に定める対象契約の締結日(発効条件が付されているものにあつては、契約発効日)以前に決済期日が到来している対価等(同特約書に定</p>	<p>(<u>技術提供契約等</u>包括保険における契約締結日以前に決済期日が到来した対価等の取扱い)</p> <p>第20条 貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)特約書(以下「技術提供特約書」という。)に基づいて締結する保険契約にあつては、同特約書に定める対象契約の締結日(発効条件が付されているものにあつては、契約発効日)以前に決済期日が到来している対価等(同特約書に定</p>	

新	旧	備考
める「対価等」をいう。)は、保険契約の対象としないものとする。	める「対価等」をいう。)は、保険契約の対象としないものとする。	
<u>第20条の2 包括特約書の規定に基づき、契約金額の増額を行ったことで包括特約書に定める対象契約に該当し、当該増額をもって保険契約の申込みを行う場合は、当該増額が発生した時点において既に決済が完了している金額部分を保険価額に含めないこととする。</u>		
第21条～第27条 (略)	第21条～第27条 (略)	
<p>第3節 個別保証枠 (個別保証枠の申請等)</p> <p>第28条 名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格(以下この節において「E格」という。)に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上E M格又はE F格に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について設備財等包括特約書が適用される保険契約の被保険者になるべき者であって、約款第3条第2号又は第4号の信用危険(以下「船後信用危険」という。)のてん補を希望するものうち、個別保証枠の確認を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第2「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第3節 個別保証枠 (個別保証枠の申請等)</p> <p>第28条 名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格(以下この節において「E格」という。)に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上E M格又はE F格に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について<u>機械包括特約書、貿易一般保険包括保険(船舶)特約書、貿易一般保険包括保険(鉄道システム)特約書若しくは技術提供特約書(以下「設備財等包括特約書」と総称する。)</u>が適用される保険契約の被保険者になるべき者であって、約款第3条第2号又は第4号の信用危険(以下「船後信用危険」という。)のてん補を希望するものうち、個別保証枠の確認を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第2「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	
第29条～第33条 (略)	第29条～第33条 (略)	
第4節～第8節 (略)	第4節～第8節 (略)	
<p>第2章 貿易一般保険包括保険(企業総合)関係 第55条～第62条 (略)</p>	<p>第2章 貿易一般保険包括保険(企業総合)関係 第55条～第62条 (略)</p>	
<p>(対象契約を連名で締結した場合の取扱い)</p> <p>第63条 企業総合包括特約書締結者を含む二以上の者が連名して契約の相手方と企業総合包括特約書附帯別表第1に掲げる対象契約を締結し</p>	<p>(対象契約を連名で締結した場合の取扱い)</p> <p>第63条 企業総合包括特約書締結者を含む二以上の者が連名して契約の相手方と企業総合包括特約書附帯別表第1に掲げる対象契約を締結し</p>	

新	旧	備考
<p>た場合は、連名の相手方に応じて次の各号とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 連名の相手方が企業総合包括特約書締結者以外のものであって、双方が他の包括保険の同一の包括特約書附帯別表第1に記載された企業の場合 契約金額を契約内容により分割し、当該金額をそれぞれ企業総合包括特約書附帯別表第1に掲げる契約金額又は当該包括保険の企業総合包括特約書に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該対象契約の全部について当該包括保険で申込みを行う場合は、この限りでない。</p> <p>三 連名の相手方が企業総合包括特約書の締結者以外のものであって、双方が他の包括保険の同一の包括特約書附帯別表第1に記載された企業以外のものである場合 契約金額を契約内容により分割し、企業総合包括特約書締結者の契約に係る金額を企業総合包括特約書附帯別表第1に掲げる契約金額とみなす。</p>	<p>た場合は、連名の相手方に応じて次の各号とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 連名の相手方が企業総合包括特約書締結者以外のものであって、双方が他の包括保険の同一の<u>企業総合</u>包括特約書附帯別表第1に記載された企業の場合 契約金額を契約内容により分割し、当該金額をそれぞれ企業総合包括特約書附帯別表第1に掲げる契約金額又は当該包括保険の企業総合包括特約書に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該対象契約の全部について当該包括保険で申込みを行う場合は、この限りでない。</p> <p>三 連名の相手方が企業総合包括特約書の締結者以外のものであって、双方が他の包括保険の同一の<u>企業総合</u>包括特約書附帯別表第1に記載された企業以外のものである場合 契約金額を契約内容により分割し、企業総合包括特約書締結者の契約に係る金額を企業総合包括特約書附帯別表第1に掲げる契約金額とみなす。</p>	
<p>第64条～第66条 (略)</p>	<p>第64条～第66条 (略)</p>	
<p>(再販売契約のてん補範囲)</p> <p>第67条 再販売契約に係る約款第4条第11号から第14号までのいずれかに該当する事由に係るてん補範囲は、保険契約の締結日から再販売先の決済期限までとする。ただし、前条第3項の場合にあっては、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、貨物を再販売先に<u>引き渡</u>したときから決済期限までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(再販売契約のてん補範囲)</p> <p>第67条 再販売契約に係る約款第4条第11号から第14号までのいずれかに該当する事由に係るてん補範囲は、保険契約の締結日から再販売先の決済期限までとする。ただし、前条第3項の場合にあっては、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、貨物を再販売先に引渡したときから決済期限までとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第3章～第5章 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成31年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第3章～第5章 (略)</p>	
<p>別表第1 (第34条関係)</p>	<p>別表第1 (第34条関係)</p>	

新					旧					備考
1 2年未満案件に係る取扱いは、次の各号のとおりとする。 一 約款第3条第1号及び第2号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。					1 2年未満案件に係る取扱いは、次の各号のとおりとする。 一 約款第3条第1号及び第2号のてん補危険に係る場合は、下表のとおりとする。					
		「船積後期間」					「船積後期間」			
	「船積前期間」	船積実行日を起算とする決済(注2)に係る部分	船積実行日を起算としない決済に係る部分			「船積前期間」	船積実行日を起算とする決済(注2)に係る部分	船積実行日を起算としない決済に係る部分		
			リテンション決済(注3)以外の決済に係る部分	リテンション決済に係る部分				リテンション決済(注3)以外の決済に係る部分	リテンション決済に係る部分	
船前MS適用案件(注1)	保険契約締結日から(当日算入。別表第1において同じ。)第1回船積予定日から船積期日(注4)までの期間の中間日(中間日が2日存在する場合は、最初の間日という。別表第1において同じ。)まで	ユーザンス期間(注5)(一の船積に係る代金等のユーザンス期間が二以上の場合にあっては、中間ユーザンス期間(注6)。この欄において同じ。)。ただし、すべての船積に係る代金等のユーザンス期間が同一にあっては、ユーザンス期間のうち最も長いものとする。	「船積前期間」の終了日から決済期日(決済期日が二以上の場合にあっては、第1回決済期日(注7)から最終決済期日までの期間の中間日。第2号の表において同じ。)まで		船前MS適用案件(注1)	保険契約締結日から(当日算入。別表第1において同じ。)第1回船積予定日から船積期日(注4)までの期間の中間日(中間日が2日存在する場合は、最初の間日という。別表第1において同じ。)まで	ユーザンス期間(注5)(一の船積に係る代金等のユーザンス期間が二以上の場合にあっては、中間ユーザンス期間(注6)。この欄において同じ。)。ただし、すべての船積に係る代金等のユーザンス期間が同一にあっては、ユーザンス期間のうち最も長いものとする。	「船積前期間」の終了日からリテンション決済期日(リテンション決済期日が二以上の場合にあっては、第1回リテンション決済期日(注7)から最終リテンション決済期日までの期間の中間日。別表第1において同じ。)まで		

新					旧					備考
上記以外の輸出契約等	保険契約締結日から船積期日まで	ユーザンス期間(ユーザンス期間が二以上の場合にあつては、最も長いユーザンス期間)	「船積前期間」の終了日から決済期日(決済期日が二以上の場合にあつては、最終決済期日)まで	同上	上記以外の輸出契約等	保険契約締結日から船積期日まで	ユーザンス期間(ユーザンス期間が二以上の場合にあつては、最も長いユーザンス期間)	「船積前期間」の終了日から決済期日(決済期日が二以上の場合にあつては、最終決済期日)まで	同上	
(注1)～(注3) (略)					(注1)～(注3) (略)					
(注4) 船積期日とは、完成納期案件においては保険契約で定めた船積期日、それ以外の案件においては輸出契約等で定められている船積期限の末日をいう。 <u>ただし、船積前に貨物を輸出契約等の相手方に引き渡すべき契約においては、輸出契約等で定められている引渡期限の末日とする。</u>					(注4) 船積期日とは、完成納期案件においては保険契約で定めた船積期日、それ以外の案件においては輸出契約等で定められている船積期限の末日をいう。					
(注5) ユーザンス期間とは、支払猶予期間のほか、輸出契約等に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間、当該インボイスに係る代金等の送金期間等を加えた期間をいう。(次号において同じ。)プログレスペイメントの場合は、船積み実施期間の2分の1の日数又は当該日数及び経過期間の日数を加えることとする。船積み実施期間又は経過期間が月数を基準として定められている場合は、1月の日数を30日とする。 なお、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあつては、到着地までの標準航海日数(輸出手形保険運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00050)別表を準用する。)に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあつては7日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあつては支払猶予期間と7日を加えた期間とする。 <u>また、船積前に貨物を輸出契約等の相手方に引き渡すべき契約において、船積実行日を起算とする決済に係る部分については、前述の支払猶予期間等に、引渡実行予定日から船積実行予定日までの日数を加えた期間とする。</u>					(注5) ユーザンス期間とは、支払猶予期間のほか、輸出契約等に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間、当該インボイスに係る代金等の送金期間等を加えた期間をいう。(次号において同じ。)プログレスペイメントの場合は、船積み実施期間の2分の1の日数又は当該日数及び経過期間の日数を加えることとする。船積み実施期間又は経過期間が月数を基準として定められている場合は、1月の日数を30日とする。 なお、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあつては、到着地までの標準航海日数(輸出手形保険運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00050)別表を準用する。)に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあつては7日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあつては支払猶予期間と7日を加えた期間とする。					
(注6)～(注7) (略)					(注6)～(注7) (略)					

新	旧	備考
二 (略)	二 (略)	
別表第2～別表第3 (略)	別表第2～別表第3 (略)	
別紙様式第1～別紙様式第7 (略)	別紙様式第1～別紙様式第7 (略)	